

# Point

J R 東海 労 大 阪 修 繕 車 両 所 分 会 分 会 情 報

No. 186 2013. 06. 17.

発行責任者

乾 眞規

編集責任者

教 宣 部

## 鷺見さん第1回「不当配転」労働審判！

鷺見副分会長が「配転に伴う損害賠償」を求めて、大阪地方裁判所に申し立てていた労働審判が6月14日に開催されました。裁判所には、修繕分会組合員をはじめ関西地本から多くの仲間が激励に駆けつける中、鷺見副分会長は労働審判に臨みました。



鷺見副分会長が審判室に入り、審判員3名（裁判官役）、それに会社側弁護士、会社課員らを相手に審理が開始されましたが、審判員は開始早々「事前に参考として話を聞いていて、代理人は話しによる解決は考えていないと聞いているが」と切り出しました。今日がはじめての話の席だと思われたのに、なぜか審判員は、会社側には話を聞いていたのです。

そして、審判員は、「会社側が話し合いをしない。主張に隔たりがありすぎる」と労働審判で解決するには、ふさわしくない。証人を立てて行う通常の裁判で争ってもらえないと言い出してきました。つまり、鷺見さんが申し立てたこの労働審判を「やらない」と言い出したのです。それに対して鷺見副分会長は本訴訟で争うとなれば時間がかかる、迅速な解決を求めると訴えましたが、審判員から、「双方の意見に大きな隔たりがあり本訴訟で争うしかない」と労働審判にふさわしくないと繰り返されました。審判員の変わらぬ対応に鷺見副分会長は普通の裁判では解決まで時間がかかる。60歳までに名古屋に戻れるかどうか分からない。解決を先延ばしにされるかもしれない等が考えられることから、労働審判を取り下げるという苦渋の決断を下しました。

## 労働審判の報告を受けて、さらに闘う方向性を確認！



労働審判終了後、市民交流センター東淀川において労働審判報告集会を開催しました。鷺見副分会長は挨拶の中で、このままでは、「自分の気持ちが伝わらない、はらわたが煮えくりかえる思いはあるが、本訴訟にかかる時間的な問題、年齢的な問題を考え、労働審判を取り下げることにしました。しかし、名古屋車両所への転勤をあきらめたわけではなく、今後もいろんな手を尽くして転勤希望を訴え名古屋車両所へ帰るまで闘っていく、今後ご支援をよろしくお願いします。」と力強い決意が述べられました。

鷺見副分会長の悔しい思いと新たな決意を

我がものとし、今後も団結して頑張ろう！